

障害者雇用促進法の概要

【目的】 障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ること。

↳ は今回の改正による追加

事業主に対する措置	
雇用義務制度	<p>事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の身体障害者・知的障害者の雇用を義務づける</p> $\text{障害者雇用率}(1.8\%*) = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数} - \text{除外率相当労働者数}}$ <p style="text-align: right;">(*民間企業の場合)</p> <p>※ 大企業等において、障害者を多数雇用する等一定の要件を満たす会社（特例子会社）を設立した場合、企業グループでの雇用率適用も認めている。</p> <p>↳ 精神障害者（手帳所持者）に雇用率適用</p>
納付金・調整金	<p>障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用納付金（雇用率未達成事業主） 不足1人月額5万円徴収（常用労働者301人以上） ○ 障害者雇用調整金（雇用率達成事業主） 超過1人月額2万7千円支給（常用労働者301人以上） <p>※ この他、300人以下の事業主については報奨金制度あり（超過1人月額2万1千円支給）</p> <p>↳ 在宅就業障害者に仕事を発注する事業主に特例調整金等を支給</p>
各種助成金	<p>障害者を雇い入れるための施設の設置、介助者の配置等に助成金を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者作業施設設置等助成金 ・ 重度障害者介助等助成金 ・ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 等

障害者本人に対する措置	
職業リハビリテーションの実施	<p>地域の就労支援関係機関において障害者の職業生活における自立を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ハローワーク（全国608か所） 障害者の態様に応じた職業紹介、職業指導、求人開拓等 ○ 地域障害者職業センター（全国47か所） 専門的な職業リハビリテーションサービスの実施（職業評価、準備訓練、ジョブコーチ等） ○ 障害者就業・生活支援センター（全国90か所） 就業・生活両面にわたる相談・支援 <p>↳ 障害者雇用促進施策を障害者福祉施策との有機的な連携を図りつつ推進</p>